



立花公認会計士事務所

〒832-0824 福岡県柳川市三橋町藤吉 525-1

TEL:0944-74-1915 FAX:0944-74-1004

E-mail:info@tachibana-cpa.com Homepage:http://tkc-nf.com/tachibana-cpa/

平成 25 年 9 月 1 日 発行

第 3 号の内容

1 所長挨拶

昨今の社会風潮に思うこと

2 業務チェックシステム

3 寄稿「水郷、柳川」と、ヨーロッパの「水の都」

東京外国語大学
教授 山田 文比古 氏

4 信託銀行とは関係ない、「信託」のお話

5 FP ってよく聞くけど、どんな職業？

6 スタッフの近況

7 お知らせ

8 編集後記

昨今の社会風潮に思うこと

例年になく梅雨明けが早く、猛暑が続いておりますが、皆様お元気でお過ごしのことと思います。テレビの天気予報では、ある町で最高気温が 40 度を超えましたとか、ある町では、猛暑日（2007 年、気象庁が最高気温が摂氏 35 度以上の日と定義）が一週間続いているといった報道が、連日流れています。もう半世紀以上も経ってしまった私の小学生時代は、摂氏 30 度を超える日が夏休み中に数日しかなかったように記憶しています。夏の夕暮れ時になると、道端に縁台をだし、涼を楽しんでいる大人たちの姿や、子供たちが、テレビのある家庭に集まって、一緒にテレビ観戦する光景が、柳川のいたるところでみられたのを思い出します。恐らく、大人にとっても、子供にとっても地域社会の重要なコミュニケーションの場だったのでしょう。この時代は、日本は、まだ決して経済的には豊かな国ではありませんでした。今以上に格差社会だったかもしれません。しかし、こういった地域のコミュニケーションの中で、お互いを尊重し、お互いが助け合うといった文化が自然に生まれていたような気がします。

今、日本は、少子高齢化社会のなかで、社会保障と税の一体改革が余儀なくされています。我が国の社会保障制度は、憲法第 25 条で、国民に社会保障の権利を与え、国民に社会保障の義務を規定しています。本来、制度として社会保障が成り立つには、憲法で規定されているという前に、国民の間に、相互扶助の気持ちが育成されていること

が必要と思います。私の小学生時代には 90%を超えていた国民年金の納付率が、平成 24 年度には 59%まで落ち込んでいます。将来の年金制度が不安といった制度批判や、年金の掛け金が払えないくらい貧困と主張される方が多数いらっしゃるの承知しています。しかし、国民が相互扶助の気持ちを忘れていなければ、このような低い納付率にはならないのではないのでしょうか。

先日、ある社長さんとのやりとりの中でこんなことがありました。「日本の国債は、ギリシャと違い、国内で消化されているので、まだ日本の財政は大丈夫だという人がいますが、誰が持っているのですか」と尋ねられましたので、「大半は、金融機関が保有し、その原資の多くは、国民や企業からの預金や保険料です」と答えました。すると、「国は税金で私たちから直接徴収し、間接的に、国民に国債を買ってもらって、様々な事業を行っているのですね」とおっしゃったので、「そういうことになりますね」とお答えすると、すかさず、「それなら、もう少し、国は、高額な納税者や、多額の預金者に敬意を払っても良いのではないですか」と言われました。憲法では、国民の三大義務の一つとして、納税の義務（その他は、勤労の義務、普通教育を受けさせる義務）を規定しています。だから、納税は当然のことですと言ってしまうかもしれませんが、一方で、高額な納税は、社会に多大な貢献をしているという側面があることも事実です。しかし、昨今は、高額な税金を支払う人や企業に対し、社会には、尊敬するというより、何か悪いことをして儲かっているかのような風潮があるように思えてなりません。高額な税金を支払って社会に貢献している人や企業を、尊敬とまでいかになくとも、称えられるような社会になれば、日本企業は再生し、活力ある日本が復活できるのではと考える私は、少数派でしょうか？（文：立花 洋介）

業務チェックシステム

今回は、私たちがクライアントの皆様へご報告に伺うまでの一連の流れをご紹介します。

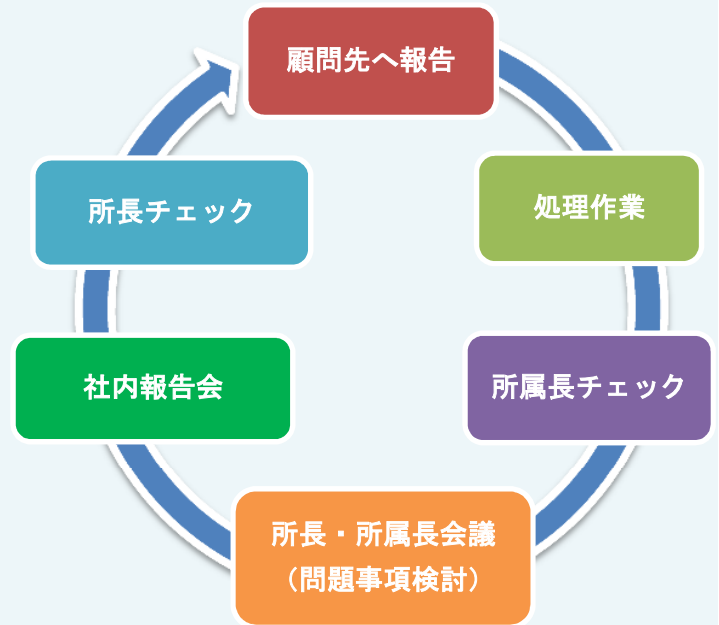
現在の事務所体制を簡単に説明しますと、28名いるスタッフを4つのチームに分け、各々のチームが右図のようなサイクルでクライアントの皆様に対応しております。

まず、クライアントの皆様よりお預かりした資料はチェックリストに基づいてスタッフが会計処理します。所属長は提出された月次の試算表がチェックリストに従って処理されているか確認します。

また、事務所では毎月2回、所長・所属長会議が行われています。そこでは所属長より各チームのクライアント毎の問題事項が提示されます。そして各々専門家の立場で議論し問題事項の解決を図り、各クライアントの皆様への月次試算表や決算に反映されます。この会議では必要に応じてチェックリストの更新も行い、随時、会計処理・決算処理に活かされます。

さらに、決算を迎えたクライアントの皆様については、社内報告会で各担当者より決算の説明が行われます。ここでは、報告方法と表現方法が主な確認事項です。その後再度、所長がチェックリストと決算書との整合性を確認して決算報告書が完成します。

クライアントの皆様には、このような過程を経た決算報告書を各担当者より報告することになっています。(文：江口 裕子)



「水郷、柳川」と、ヨーロッパの「水の都」

プロフィール紹介

■経歴

- 1954年 福岡県柳川市生まれ。
- 1973年 三池高等学校卒業。
- 1977-78年 フランス留学。
- 1980年 京都大学法学部卒業後、外務省に入省。在フランス日本大使館、本省経済局、アジア局、大臣官房、文化交流部、在ブラジル日本大使館、在ベルギー日本大使館、本省北米局などで勤務。
- 1997年 沖縄県庁に出向。沖縄県サミット推進事務局長などを務める。
- 2000年 外務省欧州局西欧第一課長。
- 2003年 在フランス日本大使館公使。
- 2008年 東京外国語大学教授。

■主な著書・論文

- 『フランスの外交力-自主独立の伝統と戦略』（集英社新書）
- 『ヨーロッパの政治経済・入門』（共著）（有斐閣、森井裕一編）
- 「沖縄『問題』の深淵-むき出しになった差別性」（岩波書店『世界』2012年6月号）

東京外国語大学教授

東京大学非常勤講師（日本外交論、フランス政治外交論）

山田 文比古 氏

「水郷、柳川」と同じように、ヨーロッパにも「水の都」と称される都市があります。そのうち最も有名なのはイタリアのヴェネツィアですが、中世のころから運河による内陸水上交通が発達したヨーロッパには、運河と一体となった街造りが行われてきた都市が少なくありません。オランダのアムステルダムがそうですし、フランス東部のストラスブールもそうです。その景観は、中世ヨーロッパの面影を色濃く残し、今も多くの観光客を惹き付けています。

私は、仕事でヨーロッパとの関係に長く携わった関係上、ヨーロッパの都市を訪れる機会が多くありました。そのうち運河のある都市では、どこか懐かしいというか、落ち着くという感覚を覚えることがありました。それは、私自身が柳川（新町）の掘割の畔で生まれ、幼少時代を過ごしたことと関係があるのかもしれませんが。日本における「水の都」の代表格と言って差し支えない柳川が、自分の出身地であることは、自慢の種でもありました。因みに、立花洋介さん（当時は「ちゃん」付けで呼んでいました）の家も近くにあり、よく一緒に遊んだことを覚えています。

その後、柳川の掘割は汚濁が進み、水草が繁茂するなど、有名な「川下り」さえ危ぶまれた時期があったようですが、近年、市の行政や市民の努力により、浚渫や排水規制などが実施されてきた結果、柳川の掘割はかつての姿に蘇ったと聞きました、私自身も最近里帰りした際に、きれいになった掘割を我が目で確かめ、大変嬉しく思いました。

ところで、ヨーロッパの「水の都」の一つに、ベルギーのブリュージュ（ブルッヘとも云う）という都市があります。中世の街並みと運河が一体となった大変美しい観光都市で、ユネスコ世界遺産にも指定されています。ここの運河は、近年になって土砂の堆積により船の航行にも支障をきたすようになり、その結果、それまで運河による交易で繁栄してきた都市も衰退し、近代化の波に取り残されてしまいました。しかし、19世紀に運河が再生され、美しい水の都として蘇った結果、今や多くの観光客を魅了するようになっています。近代化に取り残されたために却って中世の街並みがそのまま現在まで残されたことが幸いした、と云えるでしょう。かつて運河によって繁栄した都市が、運河が一時使えなくなったことによって衰退し、そのお蔭で保存された中世の街並みと、再生された運河とが、再び結びつくことによって、自然と歴史と文化が調和した、新しい時代の繁栄をブリュージュにもたらしている、ということです。

10数年前に初めてブリュージュを訪れ、この都市の歴史を聞いたときに、柳川のことを思い浮かべました。もちろん、これと同じことが柳川に起きるなどと単純なことを言うつもりはありませんが、自然と歴史と文化とを兼ね備えているという点では、柳川にも大きなポテンシャルがあります。それを活かした街造りがますます進むことを、柳川の出身者として心から期待しています。



信託銀行とは関係ない、**信託**のお話

信託というと、三菱 UFJ 信託銀行とか、信託銀行が扱うお孫さんへの教育資金贈与のことがすぐに頭に浮かびますが、信託は、欧米では、契約ではなく、契約とは別の財産管理の手段として捉えられており、それは「信じて託す」という信頼関係を基礎にしたものだそうです。契約が、対等な当事者間における権利と義務の関係を規定しているのに対し、信託は、必ずしも当事者間の関係が対等でないことを前提にします。お医者様と患者さんの関係のように、圧倒的な知識の差がある場合には、「先生にお任せします」という「信じて託す」という信託関係が必要になります。（信託の登場人物は、委託者、受託者、受益者の3者で、委託者が所有する財産を、受託者が管理し、受益者がその利益を享受します。この3者はそれぞれ別の役割を果たしますが、信託の内容によっては、この3者が役割を一部または全部兼ねることがあります。）委託者から見て、財産管理を託すに足る受託先があれば、委託者が受託者を信じて財産管理という仕事を託すというわけです。受託者は、仕事の対価として報酬を得ることができます。信託することによって、財産の名義は委託者から受託者に変更になり、財産の管理・処分権限が受託者に帰属しますが、課税上は、原則として、信託財産に属する資産と負債は受益者が有するものとみなしますので、委託者＝受益者の自益信託の場合には、信託設定時に課税関係は生じません。

契約でなしうることは、ほとんどが信託で代替可能である一方、逆に、契約ではなしえないことや規定しにくいことを信託では実行することが可能です。たとえば、後妻に遺産（信託受益権）を相続させるが、後妻が死亡した後には先妻の子に遺産を承継させるという信託も可能です。（ただし、課税の問題は別ですので、信託を利用する場合の有利不利の検討が必要になります。）通常であれば、後妻が相続した財産に関しては、後妻の血族への相続が既定路線となるところ、信託を利用することにより、後妻の死後なお、被相続人の遺志を反映させた財産承継を実現できる可能性があるということにご注目いただければと思います。

重要なことは、信じて託す相手・受託者を誰にするかということです。また、家族の財産管理を目的とする信託で、親族が受託者になる場合には、受託者が死亡するリスクにも備える必要があります。受託者の相続人は受託者の地位を相続するわけではないからです。民事信託においては、受託者が個人となるケースも多いので、死亡のような事態を想定して、次順位の受託者を予め定めておくことが必要かもしれません。しかし、信頼できる受託者をそう簡単に複数人用意することは困難な場合も多いでしょう。そこで、信託の永続性を考えたときには、受託者を個人ではなく「法人」とする仕組みも選択肢の一つとして検討すべきものと思われます。

（文：税理士 小林 達哉）



FP(ファイナンシャルプランナー)

ってよく聞くけど、どんな職業？

皆様は、人生において何か目標はございますか？目標とまではいかなくとも、何かやりたいことや、特定の物事に限らず、こういう人生を送りたいというライフデザインを頭の中に描いておられることでしょうか。一般的には、20～30代の方であれば、何歳までに結婚し、家を建て、何歳までに子供を…等々、40～50代ともなれば、お子様のいらっしゃる家庭では教育資金にある程度目処が付き、ご自身の退職後のことや老後のことを意識し始めることと思います。

FP(ファイナンシャルプランナー)とは、お客様との信頼関係をもとに、そういったお客様が漠然と思いついている人生設計・目標を達成するためにはどういう道筋を立てればよいかを、お客様の年齢・資産内容・家族構成・ご職業等だけでなく、経済動向や税制改正等ありとあらゆる情報を分析し、最適なプランをご提案することが主業務となります。

FPの資格としては民間資格・国家資格の2種類があり、当事務所ではFP技能士1級(国家資格)保有者・CFP(国際資格)合格者が在籍しております。

FPが備える知識は、社会保険(年金・健康保険・雇用保険等)、生損保関連、不動産運用、資産運用、タックスプランニング(税務関連)、相続・事業承継と、幅広い知識を網羅しております。そのため、個人法人問わず、様々な分野でお客様に対し、情報・知識の提供を出来ることがFPの強みと言えるかもしれません*。

最近の個人を対象とした旬な話題と申しますと、NISA(少額投資非課税制度)・教育資金の一括贈与に係る非課税措置は注目が高いことと思います。(研修会開催予定)

以上、何となくでもFP(ファイナンシャルプランナー)について、おわかりいただけましたでしょうか？会計事務所員でのFPとして、お客様のお役にたてますよう、日々努力を怠ることなく過ごしていければと思っております。

※お客様の個別具体的な内容は、FP単独ではお応えできない場合がございます。その場合は士業等の分野ごとの専門家との連携を図ることとなります。

文：横尾 光資(平成18年入社、平成24年AFP取得、CFP合格者)

立花公認会計士事務所主催研修会のお知らせ

当事務所の職員を講師とした研修会を、下記の内容で開催予定です。

①身近になる株式投資

「NISA(ニーサ)ー日本版ISA(少額投資非課税制度)」について

講師：AFP(CFP試験合格者) 横尾 光資

②孫への教育資金贈与は1,500万円まで非課税に

「教育資金の非課税制度」について

講師：一級ファイナンシャル・プランニング技能士 泓原 順子

開催日時：平成25年10月16日(水)14時30分～(予定)

開催場所：柳川総合保健福祉センター「水の郷」(柳川市上宮永町6番地3)

※詳細は、後日改めてご案内いたします。



事務所スタッフの近況



☆泓原 順子（平成 13 年入社）『最近の楽しみは、子供のバスケの試合観戦に行くこと。我が子はマネージャーで試合には出ないにもかかわらず応援に出かけています。高校生の一生懸命なプレーが清々しく、キラキラと輝いて見えます。それを見て元気とパワーをもらっているこの頃です。』

☆橋本 仁（平成 17 年入社）『数年前より事務所のメンバーとフットサルチームを立ち上げ、月 2 回程度気持ちの良い汗を流しています。先日、練習試合でのプレーをビデオで見たところ、イメージとのギャップに愕然とし、少しずつですが、体力作りをしています。』

☆森 恵美子（平成 18 年入社）『結婚後諦めていた英会話スクールに 12 年ぶりに通い始めました。初心者レベルからの再スタートですが、週に 1 時間のレッスンはとても楽しく、忙しい毎日の中で貴重なストレス発散の場となっています。今はまだしどろもどろですが、いつかはネイティブスピーカーと自然な会話を交わせるようになりたいです。』

立花公認会計士事務所 公認会計士 立花洋介は
平成 25 年 7 月 10 日付で「経営革新等支援業務を行う者」として
九州経済産業局より認定を受けました。

お知らせ

経営革新等支援機関とは・・・

平成 24 年 8 月 30 日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、この経営革新等支援機関の認定制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関者を、国が経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

経営革新等支援機関の支援を受けることを前提とした融資、補助金、制度等が今後増えていくことが予想されます。 ※ 詳しくは担当者までご相談ください。

編集後記

- 熱中症対策で、こまめに水分補給を行っています。おかげで、熱中症の予防はできていますが、どうも、ビールの喉越しがイマイチな気がして、量が進みません。健康にはいいのかもしれませんが・・・(そ)
- 事務所に入社して 16 年目の夏を迎えました。あっという間の 15 年間。子どもの 15 年は目にみえる成長をするけれど、私はこの 15 年で成長したのだろうか、と振り返るいい機会になりました。日々研鑽！自分のポジションで今できるベストを尽くしていこうと思います。(eku)
- 一年の半分があっという間にすぎました。今年は資格試験が大詰めを迎える年です。皆様のお役に立てますよう、取ることだけが目的とならないよう、日々精進していければと思っています。(よ)
- いつの間にか 8 月も終わろうとしています。最近特に感じているのが嗜好の変化であり、子供のころ嫌いだったものが美味しいなど思うことが多くなりました。まあ嗜好だけではなく体型の方もしっかりと変化(悪い方に)しているのが悲しいことなのですが・・・個人的に残り 4 か月はイベントがたくさんあり色々バタバタしそうなので、暑い日が続いてはいますが夏バテしないよう体調管理していきたいです。(Km)
- 育児休暇の期間を早めて、7 月より職場復帰させて頂きました。家では 2 歳と 0 歳の怪獣たちに翻弄され、日々戦争です。産休・育休中はみなさまにご迷惑をお掛けしました。そして復帰と同時に所属チームも異動になりました。心機一転？これからもまたよろしくお願ひします！(コ)